

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月30日

【事業年度】 第20期(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (5575) 1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (5575) 1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2015年 6月	2016年 6月	2017年 6月	2018年 6月	2019年 6月
売上高 (百万円)	9,664	14,282	18,888	28,470	32,193
経常利益 (百万円)	647	1,657	1,299	2,147	380
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	350	1,274	1,076	1,184	519
包括利益 (百万円)	446	1,192	1,409	650	780
純資産額 (百万円)	4,465	5,690	11,013	12,008	10,761
総資産額 (百万円)	6,926	9,663	18,141	21,911	22,003
1株当たり純資産額 (円)	77.50	97.60	170.61	180.65	159.76
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	6.09	22.10	18.51	18.62	8.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	5.98	21.16	17.79	17.12	
自己資本比率 (%)	64.2	58.4	59.4	53.0	47.1
自己資本利益率 (%)	8.1	25.3	13.1	10.6	4.7
株価収益率 (倍)	47.6	33.0	48.0	65.4	
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	864	1,001	637	1,750	154
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	563	1,343	3,271	3,779	4,096
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	150	1,145	5,505	1,877	1,176
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,566	3,321	6,169	5,985	3,184
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	409 (27)	532 (39)	860 (82)	1,016 (124)	1,175 (170)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人数を(外数)で記載しております。

3 2015年10月1日付、2016年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4 第17期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第16期についても百万円単位に組替えて表示しております。

5 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

6 第20期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2015年 6月	2016年 6月	2017年 6月	2018年 6月	2019年 6月
売上高 (百万円)	3,887	4,577	5,188	6,244	6,682
経常利益又は経常損失 (百万円)	334	809	794	618	449
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	178	533	748	398	858
資本金 (百万円)	1,591	1,609	3,482	3,556	3,647
発行済株式総数 (株)	15,025,000	60,528,400	65,852,400	66,927,600	67,497,200
純資産額 (百万円)	4,185	4,757	8,999	9,529	8,825
総資産額 (百万円)	5,856	7,728	14,834	17,987	18,520
1株当たり純資産額 (円)	72.60	81.60	141.33	147.20	134.08
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	2.00 ()	0.50 ()	0.50 ()	0.50 ()	0.50 ()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	3.10	9.24	12.86	6.26	13.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	3.04	8.85	12.36	5.76	
自己資本比率 (%)	71.1	61.1	60.2	52.6	46.9
自己資本利益率 (%)	4.3	12.0	11.0	4.3	9.5
株価収益率 (倍)	93.4	78.9	69.0	194.3	
配当性向 (%)	16.1	5.4	3.9	8.0	3.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	212 (7)	251 (16)	330 (12)	442 (11)	524 (12)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	278.0 (131.5)	698.6 (102.7)	851.2 (135.7)	1,166.5 (148.9)	717.2 (136.6)
最高株価 (円)	1,217	2,140 2,480 1,190	1,188	1,807	1,561
最低株価 (円)	411	1,081 806 588	593	610	604

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人数を(外数)で記載しております。
- 3 2015年10月1日付、2016年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 4 第16期の1株当たり配当額2円は、設立15周年の記念配当であります。
- 5 第17期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第16期についても百万円単位に組替えて表示しております。
- 6 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 7 第20期の株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 8 最高株価および最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 9 印は、株式分割(2015年10月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。
- 10 印は、株式分割(2016年2月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

年月	事項
1999年7月	化粧品に関する消費者情報をデータベース化し、企業の各種マーケティング活動を支援することを目的として、有限会社アイ・スタイル（東京都世田谷区、資本金3百万円）を設立
1999年12月	インターネットのコスメ情報ポータルサイト「@cosme（アットコスメ）」をオープン
2000年1月	ネットイヤー・インキュベーション・キャピタル・コンソーシアムより出資を受け、資本金を6百万円へ増資
2000年4月	株式会社アイスタイル（資本金24百万円）へ組織変更
2000年6月	化粧品メーカーへの各種マーケティング支援サービスを本格始動
2000年7月	「@cosme」において広告枠の販売を開始し、メディア事業の運営を開始
2000年12月	本店を東京都渋谷区へ移転
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの運営するi-modeの公式サイトとして「i-mode版@cosme」をオープン
2002年11月	化粧品オンラインショッピングサイト「cosme.com（コスメ・コム）」をオープンし、EC（注1）事業の運営を開始
2003年6月	モバイル版「cosme.com」をオープン
2005年4月	本社を東京都港区に移転
2005年5月	株式会社サイバーエージェントより出資を受け、資本金423百万円へ増資
2007年3月	店舗支援業務で提携をしていた株式会社たしる薬品出資の株式会社コスメネクスト、ルミネエスト新宿に「@cosme store（アットコスメストア）」第1号店をオープン
2008年1月	転職・求人サイト「@cosme Career」をオープン
2008年2月	ヤフー株式会社より出資を受け、資本金を674百万円へ増資
	EC事業を目的として子会社「株式会社コスメ・コム」設立（資本金30百万円、当社出資比率100.0%の連結子会社）
	「@cosme store」の運営会社である株式会社コスメネクストに資本参加し連結子会社化（当社出資比率98.5%）、店舗事業の運営を開始
2008年4月	株式会社講談社より出資を受け、資本金を734百万円へ増資
2010年1月	コスメ情報ポータルサイト「@cosme」のPCサイトを、より幅広く女性の美容をサポートする「美容系総合ポータルサイト」へリニューアル
2010年9月	株式会社コスメネクストを完全子会社化
2010年12月	i-mode版「@cosme」にて有料サービスであるプレミアム会員サービスを開始
2012年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2012年5月	海外展開の本格化を目的として、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited（現 istyle China Corporation Limited）を設立
	「ispot」の運営会社である株式会社アイスタイルビューティソリューションズ（旧 株式会社サイバースター）に資本参加し連結子会社化（当社出資比率88.8%）
2012年8月	シンガポールにistyle Global (Singapore) Pte. Limitedを設立
2012年10月	中国にistyle China Co., Limitedを設立
2012年11月	インドネシアにPT. Creative Visions Indonesiaを設立
2012年11月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2014年7月	ビューティー・トレンド・ジャパン株式会社の全株式を取得
2014年11月	投資育成事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルキャピタルを設立
2014年12月	海外向け化粧品卸売事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルトレーディングを設立
2015年5月	株式会社アイスタイルビューティソリューションズを完全子会社化
	株式会社コスメ・コムがビューティー・トレンド・ジャパン株式会社を吸収合併
2015年7月	株式会社アイスタイルキャリアを設立
2015年9月	株式会社メディア・グローブの株式を取得し子会社化
	PT. Creative Visions Indonesiaの全株式をエキサイト株式会社に譲渡
2016年3月	株式会社ISパートナーズを設立
2016年7月	株式会社istyle makers設立準備会社（現 株式会社アイメイカーズ）設立
2016年9月	株式会社Eat Smartの株式を取得し子会社化
	株式会社ユナイテッド・コスメの株式を取得し子会社化
2016年10月	istyle Retail(Hong Kong) Co., Limitedを設立
2017年5月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の株式を取得し子会社化
	i-TRUE Communications Inc.の株式を取得し子会社化
	istyle USA, Inc.を設立
2017年7月	MUA Inc.の株式を取得し子会社化
	株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併
2018年1月	株式会社アイスタイルウィズを設立
2018年4月	istyle Retail (Thailand) Co., Limitedを設立
2018年7月	株式会社コスメネクストが株式会社ユナイテッド・コスメを吸収合併

(注) 1 ECとは、電子商取引（eコマース）のことです（文中において以下同様といたします）。

2 資本金について、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社23社、非連結子会社及び関連会社で構成されており、「@cosme（アットコスメ）」の運営により構築した事業基盤をプラットフォームとして確立し、化粧品・美容業界に特化した業界横断型のサービスを展開しております。

[主要連結子会社]

(株)コスメ・コム、(株)コスメネクスト、(株)アイスタイルキャピタル、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)アイスタイルウィズ、(株)ISパートナーズ、(株)アイメイカーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Eat Smart、istyle Global (Singapore) Pte. Limited、istyle China Co., Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、istyle USA, Inc.、MUA Inc.、Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.、i-TRUE Communications Inc.

上記以外に、連結子会社が4社あります。

当社及び当社の関係会社の事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合サイト「@cosme」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

(2) Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイトの運営「@cosme shopping（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店「@cosme store（アットコスメストア）」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

(3) Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC、卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

(4) その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広いステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

[事業系統図]



1. 上記以外に連結子会社が4社あります。非連結子会社及び関連会社については記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社コスメ・コム (注) 1	東京都港区	60百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入 プロモーションサー ビスの仕入
(連結子会社) 株式会社コスメネクスト (注) 1、5、7	東京都港区	95百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入 プロモーションサー ビスの仕入
(連結子会社) 株式会社アイスタイル キャピタル(注) 1	東京都港区	52百万円	その他事業	100.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付
(連結子会社) 株式会社アイスタイルト レーディング(注) 1	東京都港区	50百万円	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社アイスタイル キャリア(注) 1	東京都港区	51百万円	その他事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社ISパートナーズ (注) 1	東京都港区	30百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 制作・運営・編集業 務の委託 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社メディア・グ ローブ(注) 1	東京都港区	10百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 広告サービスの代理 販売 P R活動の外注 資金の借入
(連結子会社) 株式会社Eat Smart(注) 1	東京都港区	62百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社アイメイカーズ (注) 1	東京都港区	50百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付
(連結子会社) 株式会社アイスタイル ウィズ(注) 1	東京都港区	85百万円	On Platform 事業	67.5	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) istyle China Co., Limited(注) 1、2	中華人民共和国	70百万円	Global事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付
(連結子会社) istyle Global (Singapore) Pte. Limited (注) 1、3	シンガポール	(現地通貨) 41百万シン ガポールド ル	Global事業	100.0	役員の兼任
(連結子会社) istyle China Corporation Limited (注) 1、6	香港	(現地通貨) 9百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任
(連結子会社) istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited (注) 1	香港	(現地通貨) 18百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) istyle Retail(Thailand) Co., Limited (注) 1、2	タイ	(現地通貨) 100百万タイ バーツ	Global事業	70.0 (25.0)	役員の兼任 従業員の出向
(連結子会社) Herma Creative(M)Sdn. Bhd. (注) 1、2	マレーシア	(現地通貨) 728,250 マレーシア リンギット	Global事業	83.1 (53.1)	役員の兼任 従業員の出向
(連結子会社) i-TRUE Communications Inc. (注) 1、2	台湾	(現地通貨) 新台幣 35,575,000 元	Global事業	51.4 (26.1)	役員の兼任
(連結子会社) istyle USA, Inc. (注) 1、3	米国	(現地通貨) 15百万 米ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 資金の貸付
(連結子会社) MUA Inc. (注) 1、2	米国	(現地通貨) 200 米ドル	Global事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付
(連結子会社) その他4社					
(持分法適用関連会社) 株式会社iSGSインベ ストメントワークス(注) 1	東京都港区	10百万円	その他事業	34.0	役員の兼任
(持分法適用関連会社) LiME株式会社(注) 1	神奈川県横浜市	90百万円	On Platform 事業	36.8	増資の引受

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 株式会社コスメネクストについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

売上高	11,423百万円
経常利益	543百万円
当期純利益	369百万円
純資産額	1,671百万円
総資産額	3,394百万円

6 istyle China Corporation Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

売上高	3,592百万円
経常利益	71百万円
当期純利益	59百万円
純資産額	615百万円
総資産額	943百万円

7 当社の100%出資子会社である株式会社コスメネクストは、2018年7月1日をもって同社の100%出資子会社である株式会社ユナイテッド・コスメを吸収合併いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	484 (21)
Beauty Service事業	229 (75)
Global事業	315 (72)
その他事業	43 (-)
全社 (共通)	104 (2)
合計	1,175 (170)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数を記載しております。
- 3 On Platform事業の従業員数増加の主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
- 4 Global事業の従業員数増加の主な理由は、海外店舗の増加等、海外の業容拡大によるものであります。
- 5 その他事業の従業員数増加の主な理由は、人材派遣事業の業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。
- 6 全社（共通）の従業員数増加の主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
524 (12)	33.7	3年5ヶ月	5,731

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	409 (5)
Global事業	11 (5)
全社 (共通)	104 (2)
合計	524 (12)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数増加の主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「生活者中心の市場の創造」を実現し、その市場に最適な仕組みや価値観 = “style” を創造し続けることをビジョンとして化粧品・美容の総合サイト「@cosme」の運営を開始いたしました。現在、当社グループは「@cosme」を中核に事業を展開しており、今では、「@cosme」は多くの女性が定期的に利用するサイトにまで成長いたしました。

しかしながら、目まぐるしく環境が変化する中、新たなユーザーニーズやクライアントの課題に添えていくことが今後の継続的な発展に必要なだと考えております。

当社グループでは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業発展を図る方針です。

領域の拡大

対象領域を化粧品に限らず拡大し、女性が求める幅広い「Beauty」に出会える場所を創出することが、今後の事業の発展にとって不可欠であると考えております。外部事業者との連携も視野に、事業領域の拡大を図ってまいります。

サービスの拡大

今までの枠にとらわれず、美容領域で活動する企業や個人事業主、関心のある生活者といった幅広い層にサービスを提供していくことが必要だと認識しております。多様な企業や人が集い、活動できる場所を提供すべくサービス開発を推進してまいります。

海外展開

中国をはじめとするアジア各国の経済成長は著しく、それに伴い美容関連市場も今後より拡大すると見込んでおります。当社グループの成長を加速する上で、海外における事業展開は必須であり、日本で培った資産をベースに、各国の状況に応じたサービスを展開してまいります。

経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、今後事業がグローバルに拡大するステージにおいて、グループを横断した内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項は以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業環境について

(1) インターネット市場について

当社グループは、インターネットを利用した美容分野に関する各種事業を展開しております。インターネット市場は、今後も成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やその他予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新への対応について

インターネット関連分野においては活発な技術革新が行われており、当社グループとしても、技術革新に応じたシステム拡充及び事業戦略の修正等を迅速に行う必要があるものと考えております。システム部門を中心に、AIやIoT等をはじめとする新しい技術動向を注視しており、迅速にシステム開発を行える体制を敷いております。しかしながら、予期しない技術革新等があった場合、その対応に係る追加のシステム開発費用が発生する可能性があります。また、システム開発等の適切な対応に支障が生じた場合には、各事業における競争力低下及びユーザーの流出等を招く可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 美容関連市場について

当社グループは、美容関連市場を事業領域として事業を展開しております。その中でも、主たる事業領域である化粧品関連市場は、その広告宣伝活動や消費動向等について、比較的景気変動等の影響を受けにくい特徴があるものと認識しておりますが、今後において、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業展開について

(1) BeautyPlatform「@cosme」について

当社グループは、インターネットにおけるBeautyPlatform「@cosme」を基盤とした収益構造の強化に向けてBtoCサービス、BtoBサービスの拡充を図っております。しかしながら、かかる取り組みがサービス利用者のニーズを捉えられず、サービス利用者が減少した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) サイト運営の健全性等について

@cosmeでは、登録会員が化粧品等の使用感や商品の評価(クチコミ)を自由に投稿することが可能ですが、サイト運営に関して、利用規約、ガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、登録会員の適切な利用を促すよう努めております。また、クチコミは、同一登録会員による1商品に対する投稿が1度に限られる旨ガイドラインにて取り決めるとともに、外部委託を含む投稿内容の全件監視体制を構築しており、登録会員の実際の商品評価に基づかない恣意的な投稿、一部当社グループとしてサイト運営上容認できない、誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿等を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、サイト内の不適切な投稿について、当社グループが十分に対応できず、サイトの健全性を維持できなかった場合には、ユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店政策、新業態開発について

当社グループでは、小売店舗「@cosme store」の出店スピードを加速、小売店舗の新業態開発を進めていく予定です。しかし、かかる展開が当社グループの想定どおりに推移しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、経済環境の著しい変化等により、店舗の必要性が低下し、事業計画における店舗の収益計画に対して大きな乖離が発生した場合等には、店舗において使用する固定資産に関して減損損失を計上する必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 在庫について

当社グループでは、適切な在庫管理と販売予測により、品切れによる販売機会ロス削減と過剰在庫の防止を行っておりますが、販売予測を誤った場合には在庫不足または過剰在庫となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規事業展開について

当社グループでは、化粧品小売店以外の美容サービスへの進出など新たな美容関連事業への進出を目指しております。しかしながら、顧客のニーズを満たす美容サービス・商品等の提供ができなかった場合や、市場環境の変化により計画通りに事業展開できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外事業展開について

当社グループでは、海外事業において化粧品等の商品卸・EC販売の拡大に加え、店舗運営や美容系ポータルサイトの展開、化粧品プロダクトの開発など本格進出を目指しております。しかし、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商慣習の違い等をはじめとする潜在的リスクに対処出来ないこと等により事業を推進していくことが困難となった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外事業の現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートによる為替変動リスクを受ける可能性があり、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 業務提携・M&Aについて

当社グループでは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、当社グループのサービスと親和性の高い企業との業務・資本提携やM&Aを通じた事業の拡大に取り組んでおります。しかしながら、被買収企業との融合又は提携先との関係構築・強化が予定通り進捗しない場合、統合又は提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合、何らかの理由により当該業務提携が解消された場合など、投資に要した資金、時間その他の負担に見合った利益を回収できない可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、会計基準に従ってかかるのれんを今後一定の期間にわたり償却いたしますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断される場合には、当該のれんについて減損損失を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

当社グループが運営する@cosmeは、女性ユーザーを中心に支持を得ているものと認識しております。当社グループは、@cosmeの収益構造強化を進めるとともに、インターネットを利用した美容分野での事業展開を図っていく方針であります。当該各事業分野に大手企業が参入するなどし、競争が激化した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. コンプライアンスについて

(1) 法的規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報の保護について

当社グループは、サービスの提供に際して、登録会員の個人情報（名前、メールアドレス、性別、住所、職業、生年月日、肌質、髪質、クチコミ履歴、購入履歴等）を取得していることから、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループでは、個人情報の保護の徹底を図るべく、個人情報の保護の方針を定め、当方針の遵守を徹底するよう努めるとともに、個人情報の取扱いに関する社内教育を行うなど、管理運用面についても、慎重を期しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報等について、漏洩、改ざん、不正使用、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態が発生する可能性が完全に排除されているとはいえず、これらの事態が発生した場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループへの損害賠償請求、当社グループの信用の低下等によって、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社グループは、主として新規事業開始前に第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況を外部の弁理士等を通じて調査するとともに、必要に応じて当社グループの知的財産権の登録等について国内及び海外で申請することで、知的財産権に関わるリスクが発生しないよう随時対応しております。しかしながら、当該調査をしても第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況が明確に判明せず、当社グループが、結果として第三者の保有する特許権、商標権等の知的財産権を使用したこと等により、第三者の当該知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求等を受ける可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす

可能性があります。

また、当社グループは、ユーザーが投稿したクチコミを、広告又は販促物等に使用することを目的として有償で提供する場合があります。この場合において、当社グループでは、当該クチコミについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、会員登録時に、投稿したクチコミを当社が利用することを定めた利用規約への同意を得ておりますが、当該クチコミの利用において、権利処理に関連した投稿者本人からのクレーム等に起因する風評問題等が発生した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟発生について

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

4. その他

(1) システム投資等について

インターネットにおける技術・サービス等の急激な変化や当社グループの計画を上回る急激な会員数及びサイト閲覧件数の増加があった場合、システム投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、システム投資、減価償却費負担の増加や減損損失の計上が想定され、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システム障害及びセキュリティ対策について

当社グループが営む事業は、主としてインターネット環境におけるサービス提供であり、サーバー等の各種機器及び通信回線等を利用しております。当社グループは、サービスの安定供給を図るために、地震に対応可能な耐震構造を備えたデータセンターを利用し、また、システムの構造について、ファイアーウォールソフトの導入により当社サーバーへの外部からの不正アクセスを遮断するとともに、サーバー上で稼動するOSレベルでのセキュリティを設定する等の二重の防護策を実施した上で、定期的に脆弱性の点検を行い、不正アクセスやウィルスの感染の対策を実施しております。しかしながら、電力供給の停止、通信回線の遮断、ソフトウェア又はハードウェアの不具合、自然災害、その他当社グループの想定しないシステム障害等が生じた場合や、外部から当社サーバー等への不正進入といった犯罪行為である不正アクセスがなされた場合に起因し、ユーザーが当社サービスを利用できなくなった場合には、信用低下や損害賠償等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である吉松徹郎は創業者であり、当社設立以来、最高経営責任者として代表取締役を務めております。同氏は、インターネット業界を中心とする人的ネットワーク等を通じて現在の事業基盤を構築してきた経緯から、インターネット関連業界に精通しており、同業界に事業基盤を有する当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。当社グループにおいては、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人員の獲得及び育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に、事業基盤を拡大・成長させていくための高度なマネジメント能力やシステム技術分野のスキルを有する人材確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着を図るよう努めていく方針であります。しかしなが

ら、当社グループの求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 投資について

当社グループは、日本国内外における美容関連及びインターネット関連の企業に対して投資を実施しております。投資先企業は非上場企業が中心であることから、その将来性において不確定要素を多数抱えており、市場環境等の外部要因だけでなく、経営管理体制等の内部要因により業績が悪化するなど、投資先企業の今後の業績の如何によっては、当社グループ保有の投資有価証券等の減損損失等を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権等に加え、今後付与される新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

(7) 災害・有事等について

当社グループの主要な拠点である日本の首都圏、中国等において大規模な自然災害・国際紛争等が発生した場合には、サービスの提供等が停止する可能性もあり、当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、自然災害・国際紛争等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等、有事の際の対応策を策定しておりますが、物的、人的損害が甚大である場合には、当社グループの業務継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。会計方針の選択・適用、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の相対的な開示には、経営者が過去の実績等を勘案し、実態に即した合理的な見積り・判断をしております。

特に、当社グループの主要資産であるソフトウェアに関しては、管理系のものを除き、急速なインターネット業界の成長を勘案して、償却年数を2年（有税償却）としております。

(2) 経営成績

（業績等の概要）

当社グループは2016年8月3日発表の中期経営計画に基づき、当連結会計年度を投資拡大のフェーズと定め、中期経営計画の最終年度となる来期の収益化加速に向けて、人的・資金的リソースを積極的に投入いたしました。

当連結会計年度におきましては、2018年12月3日に行いましたECのスペシャルイベント「@cosme Beauty Day（アットコスメビューティデー）」の認知獲得を目的とした大規模プロモーションに463百万円を投下いたしました。これにより一時的に大きく減益となりましたが、@cosmeブランドの認知拡大や新規ユーザーの獲得によって、プラットフォーム全体の価値が向上いたしました。

その他事業におきましては、前期において営業投資有価証券のキャピタルゲイン（売上総利益：355百万円）を計上しておりますが、今期においては該当する取引が無いため、前年同期比で大きく減益となりました。

税金等調整前当期純利益が前年同期比で大きく減益となっております。来期の業績を勘案しシステム投資資産を一部特別損失に計上したことや、計画に対して進捗が遅れている一部店舗に関する減損損失を計上したことが主な要因です。また、繰延税金資産の取り崩しや法人税等を計上したことが、親会社株主に帰属する当期純利益が大き

く赤字となった要因です。

なお、これらの状況を踏まえ、中期経営計画を延長いたしております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りであります。

売上高	32,193百万円	(前年同期比	13.1%増)
営業利益	476百万円	(前年同期比	77.6%減)
経常利益	380百万円	(前年同期比	82.3%減)
税金等調整前当期純利益	166百万円	(前年同期比	92.1%減)
親会社株主に帰属する当期純損失	519百万円	(前年同期	親会社株主に帰属する当期純利益 1,184百万円)

On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合サイト「@cosme(アットコスメ)」を基盤とした各種サービス(BtoB、BtoC)が属しております。

当連結会計年度におきましては、前期に実施した当社主催のイベントが今期はないため、売上の伸びは限定的となっておりますが、広告サービスを中心にBtoBサービス全体では堅調な推移となりました。

広告に次ぐ収益の柱と位置付ける新サービス「ブランドオフィシャル」においては、専門営業チームを立ち上げるなど、同サービスに人的リソースを戦略的に配分いたしました。同サービスの導入拡大には当初の想定より時間を要しておりますが、今期末の目標契約数を達成いたしました。

なお、システム費用や人件費などの先行投資により減益となっておりますが、「ブランドオフィシャル」の導入を促進することで改善されると見込んでおり、当該サービスの営業に今後も注力していく所存です。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りであります。

売上高	7,635百万円	(前年同期比	4.1%増)
セグメント利益	2,254百万円	(前年同期比	14.8%減)

Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme shopping(アットコスメショッピング)」の運営、化粧品専門店「@cosme store(アットコスメストア)」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、12月3日に行った24時間限定のECのスペシャルイベントが売上の増加に寄与し、その後も既存顧客のリピートにより好調に推移いたしました。

国内の店舗におきましては、収益性向上のため当連結会計年度に小型店2店舗を閉店し、好調な既存店舗では増床を行いました。今後出店する新規店舗においては、豊富な品揃えが可能な大型店を中心に展開していく予定です。

また、初の大型路面店となる「@cosme TOKYO(アットコスメトーキョー)」を原宿駅前に、年内を目標にオープンすることを決定いたしました。なお、同店のオープンは来期となるため、今期の業績に与える影響は軽微です。

セグメント利益におきましては、前年同期比ではEC事業における配送コストの影響により減少しており、来期においては原宿店の出店で更に減少する見通しではありますが、EC事業の成長と当該店舗の黒字化により今後改善するものと見込んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りであります。

売上高	14,274百万円	(前年同期比	17.6%増)
セグメント利益	559百万円	(前年同期比	10.0%減)

Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

EC・卸売におきましては、中国において2019年1月1日に施行された法改正の影響やW11¹後の反動もあり、一部の卸先が仕入れを控えたため減収となりましたが、当第4四半期連結会計期間では当社の想定よりも堅調に推移いたしました。しかしながら、依然として競争は激しく中国EC法の影響も不透明であるため、引き続き今後の動向に注視してまいります。

海外の店舗におきましては、2019年2月にタイの2号店をオープンし、これにより海外の店舗は10店舗となり

ました。引き続き、香港1号店が好調で業績を牽引しておりますが、海外の店舗は出店してから日が浅い店舗が多い状況であり、どのような店舗が成功するかなどを見極めながら、今後の事業展開を検討してまいります。

なお、前第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した、海外企業3社²に対するのれんの償却(当連結会計年度累計償却額：371百万円)を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りであります。

売上高 9,141百万円(前年同期比 19.6%増)
セグメント損失 27百万円(前年同期 セグメント損失 11百万円)

1 中国で開催されるECの大規模なセール

2 下記の3社

- ・Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.(マレーシアで化粧品ECサイト「Hermo」を運営)
- ・i-TRUE Communications Inc.(台湾で美容系総合ポータルサイト「UrCosme」を運営)
- ・MUA Inc.(米国で美容系総合ポータルサイト「MakeupAlley」を運営)

その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

当連結会計年度におきましては、人材派遣事業が着実に成長いたしました。人材派遣の需要は高いものの競争も激しいため、今後は自社店舗と連携し正規雇用派遣社員の接客の質向上と教育効率化を図り、活躍の場を自社店舗にも広げることによって中長期での事業拡大を目指してまいります。

また、投資育成事業におきましては、前期に営業投資有価証券のキャピタルゲイン(売上総利益：355百万円)を計上しておりますが、当期は該当する取引がないため、減収・減益となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りであります。

売上高 1,142百万円(前年同期比 15.1%減)
セグメント利益 76百万円(前年同期比 82.6%減)

(3) 生産、受注及び販売の状況

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
Beauty Service事業	127	+19.3
合計	127	+19.3

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間取引については相殺消去しております。
3 金額は、仕入価格によっております。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	1	88.8
Beauty Service事業	9,844	+17.5
Global事業	6,281	+10.0
合計	16,127	+14.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間取引については相殺消去しております。
3 金額は、仕入価格によっております。

受注実績

当社グループは概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	7,635	+ 4.1
Beauty Service事業	14,274	+ 17.6
Global事業	9,141	+ 19.6
その他事業	1,142	15.1
合計	32,193	+ 13.1

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間取引については相殺消去しております。
3 主な相手先別の販売実績については、該当事項はありません。

(4) 財政状態

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ92百万円増加し、22,003百万円となりました。

当連結会計年度末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ2,133百万円減少し、10,920百万円となりました。これは主に、商品が595百万円、営業投資有価証券が368百万円増加したものの、現金及び預金が2,880百万円減少したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ2,224百万円増加し、11,083百万円となりました。これは主に、無形固定資産のソフトウェアが700百万円、投資有価証券が1,207百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ1,338百万円増加し、11,242百万円となりました。

当連結会計年度末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ1,000百万円増加し、8,351百万円となりました。これは主に、未払法人税等が451百万円減少したものの、1年内返済予定の長期借入金が481百万円、短期借入金が900百万円増加したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ340百万円増加し、2,892百万円となりました。これは主に、長期借入金が277百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,247百万円減少し、10,761百万円となりました。これは主に、資本金が91百万円、新株予約権が62百万円増加したものの、資本剰余金が542百万円、利益剰余金が552百万円減少したこと等によるものであります。

(5) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末に比べ2,801百万円減少し、残高は3,184百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、154百万円(前年同期は1,750百万円の収入)であります。

この主な要因は、法人税等の支払額1,107百万円があったものの、税金等調整前当期純利益166百万円、減価償却費957百万円、のれん償却額402百万円の計上等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用された資金は、4,096百万円（前年同期は3,779百万円の支出）であります。

この主な要因は、無形固定資産の取得による支出1,648百万円、投資有価証券の取得による支出1,251百万円、差入保証金の差入による支出758百万円、有形固定資産の取得による支出375百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は、1,176百万円（前年同期は1,877百万円の収入）であります。

この主な要因は、長期借入金の返済による支出1,743百万円があったものの、長期借入れによる収入2,500百万円、短期借入金の純増加額900百万円等があったことによるものであります。

（参考） キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2015年6月期	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期	2019年6月期
自己資本比率（％）	64.2	58.4	59.4	53.0	47.1
時価ベースの自己資本比率（％）	240.2	436.2	309.1	356.8	220.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（％）	106.0	205.1	615.0	321.1	4,754.4
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	143.8	252.3	95.3	158.2	29.1

（注）1．いずれも連結ベースの財務数値により計算しています。

（注）2．株式時価総額は、期末株式終値×期末発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。

（注）3．キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しています。

（注）4．有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としています。

（6）資本の財源及び資金の流動性

当社グループの所要資金は、大きく分けて、新規出店、ソフトウェア開発、出資・貸付等の投融資資金と経常の運転資金となっております。

これら所要資金のうち、新規出店に伴う店舗設備の投資及びソフトウェア開発に伴う投資、出資・貸付等の投融資関連については、自己資金及び銀行からの長期借入により調達しております。また、経常の運転資金については、銀行からの短期借入やグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用で対応しております。

当連結会計年度の設備投資は総額1,996百万円であり、その内容は、新規出店に伴う店舗設備の投資等の有形固定資産として360百万円、ソフトウェア開発等の無形固定資産として1,637百万円であります。

現状、新規出店に伴う店舗設備の投資及びソフトウェア開発に伴う投資に必要な事業資金は確保されていると認識しております。資金の流動性については、グループCMSによりグループ各社における余剰資金の有効活用に努め、更に金融機関との間で当座貸越契約を締結すること等により、急な資金需要や不測の事態にも備えております。今後につきましても、事業の業績拡大期には先行的に運転資金が増大するビジネスであること、事業拡大に伴い店舗投資や情報化投資の増加が見込まれること等を考慮して、十分な流動性を維持していく考えです。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は8百万円であります。

これはOn Platform事業において、AIを活用したデータ分析・サービス開発に向けての研究開発段階で発生したものであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む）の総額は、1,996百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、その主なものは次のとおりであります。

（1）On Platform事業

当連結会計年度の主な設備投資は、「@cosme」に係るシステム開発に伴うソフトウェア開発費用などを中心とする総額1,530百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（2）Beauty Service事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の増床による内装工事などを中心とする総額78百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（3）Global事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の新規出店による内装工事などを中心とする総額305百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（4）全社

当連結会計年度の主な設備投資は、当社の本社増床などを中心とする総額84百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都)	On Platform 事業	業務施設	2	2,499	133	2,635	409(5)
本社 (東京都)	全社(共通)	業務施設	169	55	163	387	104(2)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(2) 国内子会社

2019年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)コスメ ネクスト	本社 (東京都) 店舗 (東京都) (神奈川県) (愛知県) (大阪府) (兵庫県) (熊本県) (北海道) (福岡県) (埼玉県) (群馬県) (石川県) (富山県)	Beauty Service 事業	業務施設 店舗施設	374	18	89	481	195(74)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(3) 在外子会社

2019年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物	ソフト ウェア	その他	合計	
istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	本社 (香港) 店舗 (香港) (台湾台北 市) (台湾台中 市)	Global 事業	業務施設 店舗施設	155	19	14	188	66(47)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手 予定 年月	完成 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	本社 (東京都)	On Platform 事業	ソフトウェア	1,745	223	自己資金 および借 入金	2019年7 月	2020年6 月	既存サービス の改良および 新規サービス への対応
(株)コスメ ネクスト	店舗 (東京都) (神奈川県)	Beauty Service事 業	新規店舗開発 設備等	979		自己資金 および借 入金	未定 (注)2	未定 (注)2	2店舗
(株)コスメ ネクスト	店舗 (東京都) (富山県)	Beauty Service事 業	既存店舗改修 設備等	140		自己資金 および借 入金	未定 (注)2	未定 (注)2	2店舗

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	店舗 (香港)	Global事 業	新規店舗開発 設備等	115		自己資金 および借 入金	未定 (注) 2	未定 (注) 2	2店舗
--	------------	--------------	---------------	-----	--	--------------------	-------------	-------------	-----

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 着手予定年月、完成予定月につきましては、2020年6月期中の着手および完成を予定しており、月は未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	67,497,200	68,007,400	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	67,497,200	68,007,400		

(注) 2019年7月1日から有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により、510,200株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

第6回新株予約権（2013年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2013年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 7 (注)8
新株予約権の数(個)	1,059 (注)7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 423,600 (注)1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2015年10月1日～2019年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136 資本組入額 68 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その

他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年8月12日開催の取締役会決議により、2015年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割、2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2015年6月期及び2016年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）又は（b）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使価額」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定める。

- （a）営業利益が1,000百万円を超過した場合 : 行使可能割合50%
（b）営業利益が1,500百万円を超過した場合 : 行使可能割合50%

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めめた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 7 新株予約権付与時の新株予約権の数は4,100個、新株予約権の目的となる株式の数410,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。
- 8 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役5名、当社従業員7名でしたが、退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在において、当社取締役0名、当社従業員0名に変更となっております。

第8回新株予約権(2015年9月25日取締役会決議)

決議年月日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 35 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 2 (注)8
新株予約権の数(個)	9,425 [8,992] (注)1, 7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,885,000 [1,798,400] (注)1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	397 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2020年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割(1株につき2株の割合)の影響を加味した値である。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円

未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年6月期から2018年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）から（c）に掲げる各金額以上となった場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役にて定めるものとする。

- （a）営業利益が1,800百万円以上となった場合：行使可能割合20%
（b）営業利益が1,900百万円以上となった場合：行使可能割合40%
（c）営業利益が2,000百万円以上となった場合：行使可能割合100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する旨定められております。
- 6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を
勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要す
る。

- 7 新株予約権付与時の新株予約権の数は11,580個、新株予約権の目的となる株式の数は1,158,000株で
したが、付与対象者の退職による権利の喪失等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更と
なっております。
- 8 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社従業員35名、当社子会社取
締役2名、当社子会社従業員2名でしたが、退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使により、
本書提出日現在において、当社取締役4名、当社従業員29名に変更となっております。

第9回新株予約権（2015年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1
新株予約権の数(個)	48,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 9,600,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	397 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末
現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載し
ており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は
当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の
影響を加味した値である。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込を
すべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金
額とする。
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、
株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満
の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分
を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求で
きる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処
分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円

未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額以上となった場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

（a）営業利益が2,100百万円以上となった場合：行使可能割合50%

（b）営業利益が3,000百万円以上となった場合：行使可能割合100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下、「権利継承者」という。）に限り、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は、権利継承者が保有する本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

- 6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の

いずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第10回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2015年10月1日取締役会決議）

決議年月日	2015年10月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 当社子会社従業員 4 (注) 8
新株予約権の数(個)	402 (注) 1、7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,400 (注) 1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	516 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	2017年10月17日～2020年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 516 資本組入額 258 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

- 5 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する旨定められております。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- 7 新株予約権付与時の新株予約権の数は650個、新株予約権の目的となる株式の数は65,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

- 8 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員9名、当社子会社従業員4名でしたが、退職による権利の喪失、新株予約権の権利行使及び子会社の合併による消滅により、本書提出日現在において、当社従業員10名に変更となっております。

第11回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2015年11月2日取締役会決議）

決議年月日	2015年11月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 当社子会社従業員 1 (注)7
新株予約権の数(個)	150 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	544 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2017年11月5日～2020年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 544 資本組入額 272 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整され

ております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社株式の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

7 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社子会社従業員1名でしたが、子会社の合併による消滅により、本書提出日現在において、当社従業員2名に変更となっております。

第12回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年1月15日取締役会決議）

決議年月日

2016年1月15日

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,031 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2018年1月19日～2021年1月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,031 資本組入額 516 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2016年2月1日を基準日として実施した株式分割(1株につき2株の割合)の影響を加味した値である。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かか

る端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する旨定められております。

- 6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第14回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年8月3日取締役会決議）

決議年月日	2016年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	100 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	872 (注) 2
新株予約権の行使期間	2018年8月5日～2021年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 872 資本組入額 436
新株予約権の行使の条件	(注) 3

新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から 1 年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の 3 分の 1
- 起算日から 1 年を経過した日から 1 年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 3 分の 2
- 起算日から 2 年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権 1 個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

- 4 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予

約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第15回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年9月21日取締役会決議）

決議年月日	2016年9月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 2
新株予約権の数(個)	500 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	804 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年9月24日～2021年9月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 804 資本組入額 402
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1

- b. 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の分割行使はできないものとする。(新株予約権1個を最低行使単位とする。)
その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 4 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。
 - その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第17回新株予約権（2018年9月18日取締役会決議）

決議年月日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1 (注) 7
新株予約権の数(個)	2,810 [-] (注) 6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,000 [-] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2022年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127 資本組入額 64
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年9月14日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である127円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年6月期及び2021年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが4,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 新株予約権付与時の新株予約権の数は2,810個、新株予約権の目的となる株式の数は281,000株でしたが、本新株予約権の行使の条件を満たさなかったことによる権利の喪失により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

- 7 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員17名、当社子会社取締役1名でしたが、本新株予約権の行使の条件を満たさなかったことによる権利の喪失により、本書提出日現在において、当社従業員0名、当社子会社取締役0名に変更となっております。

第18回新株予約権（2018年9月18日取締役会決議）

決議年月日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 (注)7
新株予約権の数(個)	10,000 [-] (注)6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 [-] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2023年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127 資本組入額 64
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年9月14日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である127円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株

式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年6月期、2021年6月期、2022年6月期、及び2023年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが7,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勸案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勸案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 6 新株予約権付与時の新株予約権の数は10,000個、新株予約権の目的となる株式の数は1,000,000株でしたが、本新株予約権の行使の条件を満たさなかったことによる権利の喪失により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。
- 7 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名でしたが、本新株予約権の行使の条件を満たさなかったことによる権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役0名に変更となっております。

第19回新株予約権（2019年8月30日取締役会決議）

決議年月日	2019年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,810
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年8月29日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である64円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期及び2022年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが4,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

当社は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第20回新株予約権（2019年8月30日取締役会決議）

決議年月日	2019年8月30日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年8月29日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である64円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期、2022年6月期、2023年6月期、及び2024年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが7,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費(のれん償却費を含む)を加算した額とする。また、

国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

当社は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年7月1日 ～2015年6月30日 (注)2	152,000	15,025,000	13	1,591	13	1,363
2015年7月1日 ～2015年9月30日 (注)2	10,000	15,035,000	1	1,592	1	1,364
2015年10月1日 (注)1	15,035,000	30,070,000		1,592		1,364
2015年10月1日 ～2015年12月31日 (注)2	148,000	30,218,000	10	1,602	10	1,374
2016年1月1日 ～2016年1月31日 (注)2	16,000	30,234,000	1	1,603	1	1,374
2016年2月1日 (注)1	30,234,000	60,468,000		1,603		1,374
2016年2月1日 ～2016年6月30日 (注)2	60,400	60,528,400	6	1,609	6	1,380
2016年7月1日 ～2017年6月19日 (注)2	768,400	61,296,800	38	1,647	38	1,418
2017年6月20日 (注)3	4,200,000	65,496,800	1,824	3,471	1,824	3,242
2017年6月21日 ～2017年6月30日 (注)2	355,600	65,852,400	12	3,482	12	3,254
2017年7月1日 ～2018年6月30日 (注)2	1,075,200	66,927,600	73	3,556	73	3,327
2018年7月1日 ～2019年6月30日 (注)2	569,600	67,497,200	91	3,647	91	3,418

(注) 1 株式分割(1:2)によるものであります。

2 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 有償一般募集(海外募集による新株式発行)

発行価格 909円 引受価額 868円6銭

資本組入額 434円3銭

4 2019年7月1日から有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が510,200株、資本金が46百万円及び資本準備金が46百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		20	19	41	145	13	5,837	6,075	
所有株式数(単元)		110,480	3,851	117,995	258,413	487	183,683	674,909	6,300
所有株式数の割合(%)		16.36	0.57	17.48	38.28	0.07	27.21	100	

(注) 自己株式2,693,533株は、「個人その他」に26,935単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
吉松 徹郎	神奈川県逗子市	7,552,736	11.65
株式会社ワイ	東京都目黒区目黒一丁目1番33号	6,112,000	9.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,586,800	8.62
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	6803 S.TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	4,590,200	7.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A	4,020,100	6.20
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,566,900	3.96
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	1,846,400	2.84
THE BANK OF NEW YORK 133613 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,759,100	2.71
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,533,709	2.36
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,527,800	2.35
計		37,095,745	57.24

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式が2,693,533株あります。

2 役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

- 3 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	3,265,100	4.86
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	429,100	0.64

- 4 2019年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社およびその共同保有者である大和証券キャピタル・マーケット アメリカ inc.、大和証券株式会社が2019年2月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,308,900	4.91
大和証券キャピタル・マーケット アメリカ inc. (Daiwa Capital Markets America inc.)	米国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32 (32 Old Slip, New York, NY, USA)	80,000	0.12
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	100,800	0.15

- 5 2019年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、モルガン・スタンレー・アンド・インターナショナル・ピーエルシーおよびその共同保有者であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーが2019年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
モルガン・スタンレー・アンド・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley & Co. International plc)	英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA	1,843,681	2.74
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー (Morgan Stanley & Co. LLC)	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、オレンジ・ストリート 1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付	887,493	1.32

- 6 2019年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、みずほ証券株式会社およびその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2019年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	489,600	0.73
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,692,900	4.00

- 7 2019年2月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが新たに主要株主となりました。
2019年4月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーおよびその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2019年4月16日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エンジンバラEH13ANスコットランド	9,362,300	13.90
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エンジンバラEH13ANスコットランド	90,500	0.13

- 8 2019年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、イベンスコ アドバイザーズ インクが2019年5月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
イベンスコ アドバイザーズ インク (Invesco Advisers, Inc.)	Two Peachtree Pointe 1555 Peachtree Street, N.E., Suite 1800 Atlanta, Georgia 30309 U.S.A	67,440,600	6.82

- 9 2019年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド、JPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが2019年9月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	4,544,300	6.73
JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド (JPMorgan Asset Management(Asia Pacific) Limited)	香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階	205,000	0.30

JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	150,600	0.22
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	480,929	0.71
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー 383	408,500	0.60

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,693,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,797,400	647,974	
単元未満株式	普通株式 6,300		
発行済株式総数	67,497,200		
総株主の議決権		647,974	

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	2,693,500		2,693,500	3.99
計		2,693,500		2,693,500	3.99

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	81	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,693,533		2,693,533	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

また、当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

一方、内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

なお、事業への投資を優先するため、2019年6月期より定期配当を中止することいたしました。今後は、事業成長による企業価値の向上によって、株主の皆様へ報いてまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

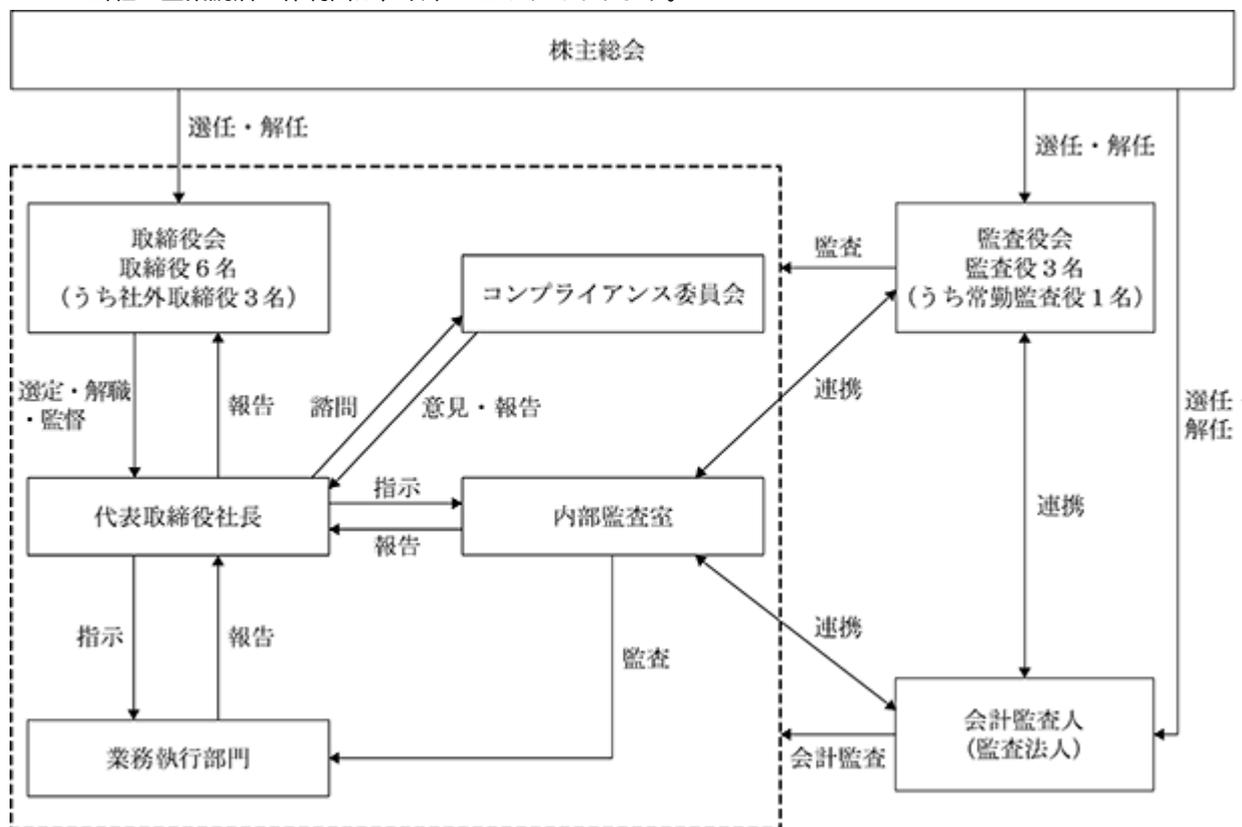
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの事業基盤であるコミュニティサイトは、生活者より「中立的で信頼できる」との評価を得ることが基本的な成立要件であり、生活者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社グループが外部環境変化の著しいIT業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制の採用する理由

当社は、業務執行の機動性を確保し、業務執行の監督を適切に監督する観点から、監査役会設置会社を採用しており、法定の機関として、株主総会、取締役会、取締役会、監査役及び監査役会、並びに会計監査人を設置しております。また、当社の事業規模に応じた、当社に相応しい実効的かつ効率的なガバナンス体制を確立することを目的として、任意の機関として、経営会議を設置するほか、代表取締役社長の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

当社の企業統治の体制図は、以下のとおりであります。



氏名	役職名	取締役会	監査役会	経営会議	コンプライアンス委員会
吉松 徹郎	代表取締役社長				
菅原 敬	取締役	○		○	○
山田 メヨミ	取締役	○		○	
那珂 通雅	取締役（社外取締役）	○			
石川 康晴	取締役（社外取締役）	○			
松本 恭攝	取締役（社外取締役）	○			
原 陽年	監査役（社外監査役）	○		○	○

都 賢治	監査役（社外監査役）	○	○		
伊藤 章子	監査役（社外監査役）	○	○		
業務執行部門責任者				○	○
関連部室長				○	○

：討議機関の委員長又は議長、○：当該機関の構成員等

a 取締役会

取締役会は、取締役6名（社外取締役3名）で構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する基本方針について意思決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、取締役会には、監査役3名（社外監査役3名）が毎回出席し、意思決定や職務執行状況の適法性等の監査を行っております。

b 監査役及び監査役会

監査役は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の監査役3名（社外監査役3名）を選任し、その全員が取締役会に、また常勤監査役が経営会議を含む重要な会議体及び委員会等に出席して、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況を調査するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

また、監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査方針を決定し、各監査役の監査結果の報告及び協議を行っております。

c 経営会議

経営会議は、代表取締役社長を含む取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役及び業務執行部門における各責任者等により構成され、毎週1回開催しており、経営計画、経営戦略等の経営に関する重要事項を審議し、またその業務の執行状況を報告・監督しております。

d コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに則った経営の推進を確保するため、代表取締役社長を委員長、常勤監査役及び関連役員・部室長を含む委員により構成され、コンプライアンスの推進活動、コンプライアンス違反への対応や内部通報規程に基づく業務等を行っております。

内部統制システムの整備状況

イ．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムにつきましては、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、必要に応じて改定し、よりコーポレートガバナンスに資するシステムとなるよう整備しております。

ロ．内部統制システム構築の基本方針

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また、取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。

(b) 取締役会については、社内規程に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。

(c) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。

(d) 当社は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、また、企業理念にのっとった行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。

(e) 当社は、法令・社内規程に基づき、取締役及び使用人に対し、職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を、職制に基づいて行っております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社において保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持してまいります。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当

社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものいたします。

(b) 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社取締役等で構成される会議体を設置し、定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。

e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。

(a) 子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社の取締役会とは別に構成される会議体に報告し、その是正を図ることとしております。

(b) () 子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとしております。

() 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

() 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、取締役会とは別に構成される会議体において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。

(c) 子会社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に構成される会議体に各社代表取締役が出席し各子会社の経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

(d) 当社は、子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととしております。

(b) 前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしております。

(c) の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとしております。

g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

(a) 監査役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

(b) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。

(c) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行っております。

(d) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとしております。

h. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。

(b) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。

(c) 監査役は、職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとしております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

イ．剰余金の処分

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

ロ．中間配当

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、会社法454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ．自己株式の処分

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応し財務戦略を機動的に実行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ニ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 22%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	吉松 徹郎	1972年 8月13日	1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社)入 社 1999年 7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2008年 2月 株式会社コスメネクスト 取締役 (現任) 2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle China Corporation Limited) 代表取締 役 2012年 8月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役(現任) 2014年 9月 istyle China Co., Limited 董事長 2014年11月 株式会社アイスタイルキャピタル 取締役(現任) 2014年12月 株式会社アイスタイルトレーディ ング 代表取締役 2015年 7月 istyle China Co., Limited 董事(現任) 2016年 6月 UTグループ株式会社 社外取締役 (現任) 2016年 7月 株式会社istyle makers設立準備会 社(現 株式会社アイメイカーズ) 取締役 2016年 9月 株式会社Eat Smart 取締役(現任) 2018年 7月 株式会社アイスタイルキャリア 代 表取締役 2018年10月 株式会社ブラネット 社外取締役 (現任) 2019年 4月 株式会社ISものづくり設立準備会 社 代表取締役(現任) 2019年 4月 株式会社ISクリエイティブエージェ ンシー設立準備会社(現 株式会社 Dot & Space) 代表取締役 2019年 4月 株式会社ISタレントマネジメント設 立準備会社 代表取締役(現任) 2019年 7月 株式会社アイスタイルキャリア 取 締役(現任) 2019年 7月 株式会社アイメイカーズ 代表取締 役(現任) 2019年 7月 株式会社Dot & Space 取締役(現 任)	(注) 5	7,552,736

取締役	菅原 敬	1969年 8月13日	1996年 5月	アンダーセンコンサルティング(現 アクセントア株式会社) 入社	(注) 5	395,908
			2000年 1月	アーサー・D・リトル(ジャパン)株 式会社 入社		
			2001年 9月	当社 取締役 (現任)		
			2008年 2月	株式会社コスメ・コム 代表取締役		
			2012年 5月	istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited (現 istyle China Corporation Limited) 代表取締役		
			2014年11月	株式会社アイスタイルキャピタル 代表取締役 (現任)		
			2015年 6月	istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited (現 istyle China Corporation Limited) 取締役 (現 任)		
			2015年 7月	株式会社アイスタイルトレーディ ング 取締役 (現任)		
			2015年 9月	istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役 (現任)		
			2016年 6月	株式会社iSGSインベストメントワー クス取締役 (現任)		
			2016年10月	istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事 (現任)		
			2017年 3月	Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. 取締役 (現任)		
			2017年 7月	i-TRUE Communications Inc. 董 事 (現任)		
			2017年 7月	istyle USA, Inc. 代表取締役 (現 任)		
			2017年 7月	MUA Inc. 代表取締役 (現任)		
			2018年 4月	istyle Retail (Thailand) Co.,Limited 取締役 (現任)		
			2018年 6月	Fringe81株式会社 社外取締役 (現 任)		
2018年 6月	株式会社 tsumug 社外取締役 (現 任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山田 ムユミ	1972年 8月30日	1995年 4月 香栄興業株式会社 入社 1997年 5月 株式会社キスミーコスメチックス (現株式会社伊勢半)入社 1999年 7月 当社設立 代表取締役 2009年12月 当社 取締役(現任) 2012年 5月 株式会社サイバースター(2017年7 月1日当社に吸収合併)* 代表取締役 2015年 9月 株式会社メディア・グローブ 取締 役(現任) 2016年 3月 株式会社ISパートナーズ 代表取締 役(現任) 2016年 9月 株式会社Eat Smart 取締役 2017年 6月 セイノーホールディングス株式会 社 社外取締役(現任) 2017年 6月 株式会社かんばん生命保険 社外取締 役(現任)	(注) 5	944,080

* 株式会社サイバースターは、2014年8月1日付で株式会社アイスタイルビューティソリューションズに社名を変更しております。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	那珂 通雅	1964年 8月14日	1989年 4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証 券会社 入社 2009年10月 シティグループ証券株式会社 取 締役 2009年12月 シティグループ証券株式会社 取 締役副社長 2010年11月 ストームハーバー証券株式会社 代表取締役社長 2011年 3月 GLM株式会社 監査役(現任) 2014年 7月 あすかアセットマネジメント株式 会社 取締役 2014年 7月 株式会社eWell 取締役(現任) 2014年 9月 当社 取締役(現任) 2014年10月 ストームハーバー証券株式会社 取締役会長 2014年11月 株式会社ジーニー取締役(現任) 2015年 7月 プリベント少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2016年 7月 ボードウォーク・キャピタル株式 会社 代表取締役(現任) 2017年 6月 株式会社アクセルレーター 代表取 締役(現任) 2018年12月 株式会社 Earch-You 取締 役(現 任) 2019年 3月 株式会社ビジョン 取締役(現任)	(注) 5	4,735
取締役	石川 康晴	1970年12月15日	1995年 2月 有限会社クロスカンパニー(現株 式会社ストライプインターナショ ナル)設立代表取締役社長(現任) 2008年 6月 台湾紋意股份有限公司 董事長(現 任) 2011年 5月 紋意商貿(上海)有限公司 董事長 (現任) 2012年12月 株式会社キャン 代表取締役会長 (現任) 2014年 8月 公益財団法人石川文化振興財団 代表理事(現任) 2016年 3月 株式会社トムブラウンジャパン 会 長 2016年10月 株式会社スマービー 代表取締役会 長 2017年 2月 株式会社ストライプデパートメント 代表取締役社長兼CEO(現任) 2017年 9月 当社 取締役(現任) 2017年11月 STRIPE VIETNAM Joint Stock Company 取締役会議長(現任) 2018年 2月 株式会社アルファベットパステル 代表取締役社長(現任) 2018年 9月 株式会社コスメネクト 取締 役 (現任)	(注) 5	6,115

取締役	松本 恭攝	1984年10月10日	2008年4月 2009年9月 2018年9月	A.T.カーニ株式会社 入社 ラクスル株式会社 設立代表取締役 (現任) 当社 取締役(現任)	(注) 5	1,486
-----	-------	-------------	-------------------------------	--	-------	-------

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	原 陽年	1963年5月14日	1992年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 1997年4月 公認会計士登録 2001年8月 株式会社インテラセット入社 社長室長 2005年9月 株式会社東洋新薬入社 経営企画部長兼管理本部本部長 2008年2月 当社 監査役(現任)	(注)6	
監査役	都 賢治	1959年11月14日	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1989年3月 都会計事務所設立 所長 1990年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役(現任) 1992年9月 株式会社グロービス 取締役 2003年9月 株式会社マクロミル 監査役 2006年12月 当社 監査役(現任) 2011年3月 トレンダーズ株式会社 監査役(現任) 2011年7月 デジタルコスト株式会社(現株式会社チームスピリット) 取締役(現任) 2012年8月 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 2013年6月 株式会社グロービス 監査役(現任) 2015年11月 税理士法人アルタス 代表社員(現任) 2016年7月 toBeマーケティング株式会社 監査役(現任) 2016年9月 SATORI株式会社 取締役(現任) 2017年6月 株式会社アシロ 監査役(現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バス 監査役(現任)	(注)6	4,737
監査役	伊藤 章子	1979年12月9日	2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2008年7月 公認会計士登録 2014年10月 クリフィックス税理士法人入所 2014年12月 税理士登録 2015年6月 ペットゴー株式会社 社外監査役 2017年10月 伊藤章子公認会計士事務所 代表(現任) 2018年3月 株式会社すららネット 社外監査役 2019年4月 ビクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役(現任) 2019年6月 ペットゴー株式会社 監査等委員(現任) 2019年9月 当社 監査役(現任)	(注)6	
計					8,909,797

- (注) 1 取締役 那珂通雅、石川康晴及び松本恭攝は、社外取締役であります。
2 監査役 原陽年、都賢治及び伊藤章子は、社外監査役であります。
3 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4 取締役の山田メヨミにつきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、原芽由美であります。
5 取締役の任期は、2019年6月期に係る定時株主総会終結の時から2020年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 監査役の任期は、2019年6月期に係る定時株主総会終結の時から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対して適切な意見を述べていただけるか、社外役員と当社との関係等を勘案して独立性に問題がないかを総合的に検討しております。当社は、社外取締役那珂通雅、社外取締役石川康晴、社外取締役松本恭攝、社外監査役原陽年、監査役都賢治及び監査役伊藤章子を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届出を行っております。

社外取締役那珂通雅は、株式会社ビジョンの社外取締役を兼任しており、同社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、同氏は、当社の株式4,735株を所有しております。社外取締役石川康晴は、株式会社ストライプインターナショナルの代表社外取締役社長を兼任しており、同社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、同氏は、当社の株式6,115株を所有しております。社外取締役松本恭攝は、ラクスル株式会社の代表社外取締役を兼任しており、同社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、同氏は、当社の株式1,486株を所有しております。社外監査役都賢治は、株式会社グロービスの社外監査役及び株式会社チームスピリットの社外取締役を兼任しており、同2社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、同氏は、当社の株式4,737株を所有しております。

上記以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び相互連携並びに内部統制部門との連携

社外取締役3名、社外監査役3名は、会社経営者としての経験や、公認会計士、税理士としての幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言及び監査を実施しております。社外取締役3名は、経営管理部門及び内部統制部門との間で情報交換を行うことで業務の効率性及び有効性の向上に、また社外監査役3名は、情報交換を行うことで内部監査室及び内部統制部門との相互連携を図り、監査の効率性及び有効性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、原則として毎月、定例取締役会開催後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

内部監査の状況

当社は、社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、監査計画に基づき監査を実施しております。当社の全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長へ報告を行っております。

当社の内部監査の人員は1名であり、内部監査について相当程度の知見と経験を有するものであります。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携)

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査室が同席することで情報の共有を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

b. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 早稲田 宏

指定有限責任社員業務執行社員 山本 恭仁子

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他2名

d. 監査法人の選定方針と理由

(選定方針)

当社監査役会では、監査法人候補の独立性と専門性を適切に評価するために、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」を定めております。

当社監査役会は、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」に従い、監査法人の監査実施状況の把握・評価を行っております。

(選定理由)

当社の監査役会が有限責任監査法人トーマツを監査法人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

また、監査法人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について適宜確認を行っております。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e. 監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、品質管理体制、独立性、経営者・監査等委員・財務経理部門とのコミュニケーションなどの選定方針の項目に基づき会計監査人を評価した結果、会計監査は適正であったと総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2019年1月31日 内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	35		39	
連結子会社				
計	35		39	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社		3		41
連結子会社			1	
計		3	1	41

(非監査業務に基づく報酬の内容)

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対して、事業推進に関するアドバイザー・サービスを委託し、その報酬を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社の連結子会社であるistyle Retail (Thailand) Co., Limitedは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、有限責任監査法人トーマツが策定した監査

計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両社で協議の上、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の職務遂行状況、必要な監査日数及び人員数等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a) 取締役の報酬等

取締役の報酬等の額の決定につきましては、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

取締役個々に対する報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、会社の業績や経営内容、経済情勢および各人の年度評価等についての代表取締役との面談を踏まえて、次期の職責を勘案し、社外取締役の助言を得た上で取締役会決議による委任に基づき代表取締役が決定しており、客観性・透明性を重視した運用を行っております。報酬制度の設計については取締役会にて必要に応じて見直しを行います。このように当社は、取締役の報酬について、取締役会の審議により決定するとの考えから、任意の委員会は設けておりません。

なお、取締役の報酬限度額は、2011年12月15日開催の臨時株主総会決議において年額250百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議されております。なお、定款上の取締役の員数は7名以内であります。

また、現金報酬とは別に、業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようにEBITDA等を基準にした業績目標達成コミットメント型有償ストック・オプションを経営陣に対して発行しております。

EBITDA等を指標として選択した理由は、業績評価指標としても広く用いられ、新株予約権の行使条件の指標としても多く利用されているためであります。

b) 監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、監査役会の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2004年9月28日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されております。なお、定款上の監査役の員数は4名以内であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	102	96		6		3
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	28	28				6

(注) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役及び監査役それぞれ賞与を含め、取締役が年額250百万円以内、監査役が年額50百万円以内であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である株式には、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を、純投資目的以外の目的である投資株式には、それらの目的に加えて当社の中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとし、その中には上場株式が含まれる場合もあります。

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合は、以下のとおり対応することといたします。

担当取締役が、適宜、政策保有株式を保有することの合理性の検証を行い、取締役会に諮ることとし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資しないと判断した場合は、株式市場の状況なども考慮しながら、売却することを検討いたします。

また、当社が高い議決権比率を有する投資先については、企業との対話を行い、当該会社の企業価値向上、及びそれによる当社の企業価値向上に寄与するかを基準として、議案に対する賛否を判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	501
非上場株式以外の株式	1	421

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	221	取引関係の強化を図るため
非上場株式以外の株式	1	469	取引関係の強化を図るため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	30
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ハウス オブローゼ	260,000		株式会社ハウス オブ ローゼのプライベート化粧品 の海外拡販とアイスタイルグループの海外販路の 拡大を目指していくにあたり、両社の連携を一層 深めるため、株式を取得いたしました。 定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、 保有の合理性はa.で記載の方法により検証して おります。	無
	421			

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	7	546	7	602
非上場株式以外の株式				

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式			19	
非上場株式以外の株式				

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
LiME株式会社	950	291

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改政府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改政府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)及び事業年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適正な財務報告のための社内体制構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加などを通して、積極的な専門知識を蓄積すること並びに情報収集活動に努めております。また、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,183	3,303
受取手形及び売掛金	2,707	2,700
商品	2,286	2,881
営業投資有価証券	999	1,367
その他	901	689
貸倒引当金	12	8
投資損失引当金	12	12
流動資産合計	13,053	10,920
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,030	1,164
減価償却累計額	248	360
建物(純額)	783	804
その他	432	527
減価償却累計額	227	316
その他(純額)	206	211
有形固定資産合計	988	1,015
無形固定資産		
のれん	3,462	2,944
ソフトウェア	1,977	2,677
その他	190	343
無形固定資産合計	5,630	5,965
投資その他の資産		
投資有価証券	1 979	1 2,186
敷金及び保証金	761	1,476
繰延税金資産	301	120
その他	199	322
投資その他の資産合計	2,240	4,103
固定資産合計	8,859	11,083
資産合計	21,911	22,003

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,617	1,677
短期借入金	1,800	2,700
1年内返済予定の長期借入金	1,312	1,793
未払金	650	672
未払法人税等	662	211
賞与引当金	236	288
その他	1,075	1,011
流動負債合計	7,351	8,351
固定負債		
長期借入金	2,505	2,782
繰延税金負債	27	64
その他	20	46
固定負債合計	2,552	2,892
負債合計	9,904	11,242
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,556	3,647
資本剰余金	3,513	2,971
利益剰余金	4,770	4,218
自己株式	280	280
株主資本合計	11,559	10,556
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	28
為替換算調整勘定	7	176
その他の包括利益累計額合計	44	204
新株予約権	74	136
非支配株主持分	330	272
純資産合計	12,008	10,761
負債純資産合計	21,911	22,003

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	28,470	32,193
売上原価	14,783	17,018
売上総利益	13,686	15,175
販売費及び一般管理費	1 11,561	1 14,699
営業利益	2,125	476
営業外収益		
受取利息	2	4
受取配当金	-	5
為替差益	23	-
投資事業組合運用益	4	3
違約金収入	2	7
その他	16	14
営業外収益合計	47	33
営業外費用		
支払利息	13	16
為替差損	-	60
持分法による投資損失	6	39
投資事業組合運用損	-	2
その他	5	12
営業外費用合計	24	129
経常利益	2,147	380
特別利益		
投資有価証券売却益	-	30
特別利益合計	-	30
特別損失		
減損損失	2 44	2 201
店舗閉鎖損失	-	42
その他	5	-
特別損失合計	49	243
税金等調整前当期純利益	2,098	166
法人税、住民税及び事業税	906	480
法人税等調整額	37	217
法人税等合計	869	697
当期純利益又は当期純損失()	1,229	531
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	46	11
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	1,184	519

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
当期純利益又は当期純損失()	1,229	531
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	437	66
為替換算調整勘定	71	184
持分法適用会社に対する持分相当額	71	-
その他の包括利益合計	1,579	250
包括利益	650	780
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	608	767
非支配株主に係る包括利益	41	13

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,482	3,417	3,535	281	10,153	546	74	620	75	165	11,013
当期変動額											
新株の発行	73	73			147						147
剰余金の配当			32		32						32
親会社株主に帰属する当期純利益			1,184		1,184						1,184
自己株式の取得				0	0						0
自己株式の処分		22		2	24						24
持分法の適用範囲の変動			83		83						83
連結子会社株式の取得による持分の増減					-						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	508	67	575	1	165	412
当期変動額合計	73	96	1,235	2	1,406	508	67	575	1	165	994
当期末残高	3,556	3,513	4,770	280	11,559	38	7	44	74	330	12,008

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,556	3,513	4,770	280	11,559	38	7	44	74	330	12,008
当期変動額											
新株の発行	91	91			182						182
剰余金の配当			32		32						32
親会社株主に帰属する当期純損失()			519		519						519
自己株式の取得				0	0						0
自己株式の処分					-						-
持分法の適用範囲の変動					-						-
連結子会社株式の取得による持分の増減		633			633						633
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	66	183	248	62	58	244
当期変動額合計	91	542	552	0	1,003	66	183	248	62	58	1,247
当期末残高	3,647	2,971	4,218	280	10,556	28	176	204	136	272	10,761

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,098	166
減価償却費	574	957
のれん償却額	400	402
減損損失	44	201
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	4
投資損失引当金の増減額(は減少)	12	0
賞与引当金の増減額(は減少)	64	53
持分法による投資損益(は益)	6	39
受取利息及び受取配当金	2	9
支払利息	13	16
為替差損益(は益)	26	26
投資事業組合運用損益(は益)	4	1
投資有価証券売却損益(は益)		30
店舗閉鎖損失		42
売上債権の増減額(は増加)	432	12
営業投資有価証券の増減額(は増加)	39	463
たな卸資産の増減額(は増加)	694	626
仕入債務の増減額(は減少)	356	80
未払金の増減額(は減少)	169	41
預け金の増減額(は増加)	495	469
その他	269	79
小計	2,313	1,269
利息及び配当金の受取額	3	9
利息の支払額	13	17
法人税等の支払額	552	1,107
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,750	154
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	129	1,251
有形固定資産の取得による支出	329	375
無形固定資産の取得による支出	1,208	1,648
差入保証金の差入による支出	167	758
定期預金の預入による支出	399	311
定期預金の払戻による収入	197	253
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 1,699	
事業譲受による支出	9	
投資有価証券の売却による収入		30
その他	35	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,779	4,096

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,800	900
長期借入れによる収入	1,200	2,500
長期借入金の返済による支出	1,301	1,743
株式の発行による収入	135	169
配当金の支払額	32	32
新株予約権の発行による収入	-	77
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	678
非支配株主からの払込みによる収入	104	-
非支配株主への配当金の支払額	12	-
自己株式の取得による支出	0	0
その他	17	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,877	1,176
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	35
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	184	2,801
現金及び現金同等物の期首残高	6,169	5,985
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,985	1 3,184

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

株式会社コスメ・コム

株式会社コスメネクスト

株式会社アイスタイルキャピタル

株式会社アイスタイルトレーディング

株式会社アイスタイルキャリア

株式会社ISパートナーズ

株式会社メディア・グローブ

株式会社Eat Smart

株式会社アイメイカース

株式会社アイスタイルウィズ

istyle China Co., Limited

istyle Global (Singapore) Pte. Limited

istyle China Corporation Limited

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited

istyle Retail (Thailand) Co., Limited

Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.

i-TRUE Communications Inc.

istyle USA, Inc.

MUA Inc.

当連結会計年度において、株式会社アイスタイルラボ設立準備会社他3社を新規設立により連結の範囲に含めております。

また、株式会社ユナイテッド・コスメについては、2018年7月1日付で株式会社コスメネクストに吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Hermo Singapore Pte. Limited

(連結の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

株式会社iSGSインベストメントワークス

LiME株式会社

当連結会計年度において、株式を追加取得したことにより、LiME株式会社を持分法の適用の範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

Hermo Singapore Pte. Limited

(持分法を適用しない理由)

上記の持分法非適用会社は小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)コスメ・コム、(株)コスメネクスト、(株)アイスタイルキャピタル、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)ISパートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Eat Smart、(株)アイメイカーズ、(株)アイスタイルウィズの決算日は6月30日、istyle China Co., Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、Hermo Creative (M)Sdn. Bhd.、i-TRUE Communications Inc.、istyle USA, Inc.、MUA Inc.は12月31日、istyle Global (Singapore) Pte. Limitedは3月31日であります。

なお、当連結会計年度に、連結子会社のistyle China Corporation Limitedについては、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。

連結財務諸表の作成に当たっては、istyle China Co., Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.、i-TRUE Communications Inc.、istyle USA, Inc.、MUA Inc.、istyle Global (Singapore) Pte. Limited及びistyle China Corporation Limitedは6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、その他の連結子会社については子会社の決算日の財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

その他 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であり
ます。

2. リース(IFRS第16号)

在外連結子会社

会計基準等の名称	概要	適用予定日
「リース」 (IFRS第16号)	リース会計に関する会計処理を改訂	2020年6月期より適用予定

なお、当該会計基準等の適用による影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」225百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」301百万円に含めて表示しており、「流動負債」の「繰延税金負債」27百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」27百万円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」(前連結会計年度は761百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」(前連結会計年度は2百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました営業外収益の「助成金収入」(当連結会計年度は3百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました営業外収益の「還付消費税等」(当連結会計年度は0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
投資有価証券(株式)	12百万円	274百万円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
当座貸越極度額の総額	1,800百万円	4,800百万円
借入実行残高	1,800百万円	2,700百万円
差引額	〃	2,100百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
給与手当	3,058百万円	3,759百万円
賃借料	1,800百万円	2,499百万円
貸倒引当金繰入額	14百万円	14百万円
賞与引当金繰入額	217百万円	252百万円
支払手数料	1,016百万円	1,316百万円
研究開発費	10百万円	8百万円

- 2 減損損失

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度において保有する店舗設備について、将来の回収可能価額を検討した結果、一部の店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額
Beauty Service事業 店舗設備	東京都(2店舗)	建物	36百万円
		その他	2百万円
	計		37百万円
	京都府(1店舗)	建物	7百万円
		その他	1百万円
	計		7百万円
合計			44百万円

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、転用可能な資産以外の回収可能価額は零として評価しております。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
On Platform事業 事業資産	東京都	のれん	6百万円
		ソフトウェア	47百万円
		その他(無形固定資産)	77百万円
	計	130百万円	
Beauty Service事業 店舗設備	東京都(1店舗)	建物	23百万円
		その他(有形固定資産)	1百万円
	計	24百万円	
Beauty Service事業 事業資産	東京都	その他(有形固定資産)	1百万円
		ソフトウェア	1百万円
	計	2百万円	
Global事業 店舗設備	台湾(4店舗)	建物	32百万円
		その他(有形固定資産)	10百万円
		ソフトウェア	3百万円
	計	45百万円	
合計			201百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業・各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込である事業資産・店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	316百万円	64百万円
組替調整額	353百万円	- 百万円
税効果調整前	669百万円	64百万円
税効果額	232百万円	1百万円
その他有価証券評価差額金	437百万円	66百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	71百万円	184百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	71百万円	184百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	71百万円	184百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	71百万円	- 百万円
その他の包括利益合計	579百万円	250百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,852,400	1,075,200	-	66,927,600

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 1,075,200株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,709,806	46	16,400	2,693,452

(変動事由の概要)

自己株式の買取による増加 46株

株式交換による減少 16,400株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	第6回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	1
	第7回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	5
	第8回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	3
	第9回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	2
	第10回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	23
	第11回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	6
	第12回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	7
	第14回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	3
	第15回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	19
	第16回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	5

(注) 第14回から第16回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年8月10日 取締役会	普通株式	32百万円	0.5円	2017年6月30日	2017年9月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2018年8月3日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32百万円	0.5円	2018年 6月30日	2018年 9月27日

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	66,927,600	569,600	-	67,497,200

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 569,600株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,693,452	81	-	2,693,533

(変動事由の概要)

自己株式の買取による増加 81株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	第6回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	1
	第8回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	3
	第9回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	2
	第10回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	18
	第11回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	6
	第12回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	7
	第14回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	3
	第15回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	18
	第17回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	28
	第18回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	49

(注) 第17回から第18回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年8月3日 取締役会	普通株式	32百万円	0.5円	2018年6月30日	2018年9月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金	6,183百万円	3,303百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	198 "	166 "
預け金のうち容易に現金化可能なもの	"	47 "
現金及び現金同等物	5,985百万円	3,184百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

株式の取得により、新たに MUA Inc. を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次のとおりです。

のれん	1,692百万円
為替換算調整勘定	7 "
同社株式の取得価額	1,699百万円
現金及び現金同等物	"
差引：取得による支出	1,699百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
1年内	863百万円	2,077百万円
1年超	1,035 "	11,781 "
合計	1,899百万円	13,858百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ手段として用いる場合を除き、原則として行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度(2018年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)現金及び預金	6,183	6,183	
(2)受取手形及び売掛金	2,707		
貸倒引当金（ 1 ）	12		
	2,695	2,695	
(3)営業投資有価証券	143	143	
(4)敷金及び保証金（ 2 ）	690	669	20
資産計	9,711	9,691	20
(1)支払手形及び買掛金	1,617	1,617	
(2)短期借入金	1,800	1,800	
(3)未払金	650	650	
(4)未払法人税等	662	662	
(5)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	3,817	3,805	12
負債計	8,546	8,534	12

1. 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
2. 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

当連結会計年度(2019年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	3,303	3,303	
(2)受取手形及び売掛金	2,700		
貸倒引当金(1)	8		
(3)営業投資有価証券	2,692	2,692	
(4)投資有価証券	136	136	
(5)敷金及び保証金(2)	421	421	
	1,399	1,350	49
資産計	7,951	7,902	49
(1)支払手形及び買掛金	1,677	1,677	
(2)短期借入金	2,700	2,700	
(3)未払金	672	672	
(4)未払法人税等	211	211	
(5)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	4,574	4,561	14
負債計	9,833	9,820	14

1. 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
2. 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

前連結会計年度(2018年6月30日)

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2019年6月30日)

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業投資有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

営業投資有価証券

(単位：百万円)

区分	2018年6月30日	2019年6月30日
(1)非上場株式	856	1,231
投資損失引当金(1)	12	12
小計	844	1,219
(2)転換社債型新株予約権付社債	0	0
貸倒引当金(2)	0	0
小計		
合計	844	1,219

1. 非上場株式について投資損失引当金を控除しております。
2. 転換社債型新株予約権付社債について貸倒引当金を控除しております。

投資有価証券

(単位：百万円)

区分	2018年6月30日	2019年6月30日
(1)非上場株式	736	1,291
(2)転換社債型新株予約権付社債		231
(3)投資事業組合への出資持分	243	243
合計	979	1,765

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)営業投資有価証券、(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,183			
受取手形及び売掛金	2,707			

当連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,303			
受取手形及び売掛金	2,700			

(注) 4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,312	1,218	997	266	25	
合計	1,312	1,218	997	266	25	

当連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,793	1,547	861	324	50	
合計	1,793	1,547	861	324	50	

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	143	66	77
債券			
小計	143	66	77
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	143	66	77

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,592百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額243百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	136	66	70
債券			
小計	136	66	70
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	421	469	49
債券			
その他			
小計	421	469	49
合計	556	535	21

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,522百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額231百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額243百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	403	353	
債券			
その他			
合計	403	353	

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	30	30	
債券			
その他			
合計	30	30	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	11百万円	3百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社				
	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
種類	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
決議年月日	2010年10月15日	2013年9月25日	2013年9月26日	2015年9月25日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社従業員17名 子会社取締役2名	当社取締役5名 当社従業員7名	当社従業員21名 子会社従業員2名	当社取締役4名 当社従業員35名 子会社取締役2名 子会社従業員2名	当社代表取締役1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式3,206,400株	普通株式1,640,000株	普通株式600,000株	普通株式2,316,000株	普通株式9,600,000株
付与日	2010年10月29日	2013年10月16日	2013年10月16日	2015年10月16日	2015年10月16日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2015年6月期および2016年6月期のいずれかの期の営業利益が (a) 営業利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50% (b) 営業利益が1,500百万円を超過した場合 行使可能割合：100%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2016年6月期から2018年6月期のいずれかの期の営業利益が (a) 営業利益が1,800百万円を超過した場合 行使可能割合：20% (b) 営業利益が1,900百万円を超過した場合 行使可能割合：40% (c) 営業利益が2,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益が (a) 営業利益が2,100百万円を超過した場合 行使可能割合：50% (b) 営業利益が3,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	2012年10月30日から2020年9月16日まで	2015年10月1日から2019年9月30日まで	2015年10月17日から2018年10月16日まで	2016年10月1日から2020年9月30日まで	2016年10月1日から2025年9月30日まで

会社名	提出会社				
	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
種類	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
決議年月日	2015年10月1日	2015年11月2日	2016年1月15日	2016年8月3日	2016年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名 子会社従業員4名	当社従業員1名 子会社従業員1名	当社従業員1名	当社従業員1名	子会社取締役2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式130,000株	普通株式30,000株	普通株式20,000株	普通株式10,000株	普通株式60,000株
付与日	2015年10月16日	2015年11月4日	2016年1月18日	2016年8月4日	2016年9月23日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	同左	同左	同左	同左

対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	2017年10月17日から 2020年10月16日まで	2017年11月5日から 2020年11月4日まで	2018年1月19日から 2021年1月18日まで	2018年8月5日から 2021年8月4日まで	2018年9月24日から 2021年9月23日まで

会社名	提出会社		
	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
決議年月日	2017年7月18日	2018年9月18日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名	当社従業員17名 当社子会社取締役1名	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式40,000株	普通株式281,000株	普通株式1,000,000株
付与日	2017年7月19日	2018年10月4日	2018年10月4日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2020年6月期から2021年6月期のいずれかの期が (a)EBITDAが4,500百万円を超過した場合 行使可能割合：25% (b)EBITDAが5,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50% (c)EBITDAが5,500百万円を超過した場合 行使可能割合：100%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2020年6月期から2023年6月期のいずれかの期が (a)EBITDAが5,500百万円を超過した場合 行使可能割合：25% (b)EBITDAが6,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50% (c)EBITDAが7,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左
権利行使期間	2019年7月20日から 2022年7月19日まで	2020年10月1日から 2022年3月31日まで	2020年10月1日から 2023年10月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数の調整を行うものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、2011年12月16日付にて1株に対して100株の割合で、2012年7月1日付にて1株に対して2株の割合で、2015年10月1日付にて1株に対して2株の割合で、2016年2月1日付にて1株に対して2株の割合で株式分割を行っておりますので、株式の付与数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社				
	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
種類					
決議年月日	2010年 10月15日	2013年 9月25日	2013年 9月26日	2015年 9月25日	2015年 9月25日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)					4,800,000
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)					
未確定残(株)					4,800,000
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	32,000	513,600	110,000	2,196,000	4,800,000
権利確定(株)					
権利行使(株)	32,000	90,000	110,000	311,000	
失効(株)					
未行使残(株)		423,600		1,885,000	4,800,000

会社名	提出会社				
	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
種類					
決議年月日	2015年 10月1日	2015年 11月2日	2016年 1月15日	2016年 8月3日	2016年 9月21日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)				10,000	60,000
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)				10,000	60,000
未確定残(株)					
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	100,400	30,000	20,000		
権利確定(株)				10,000	60,000
権利行使(株)	16,600				10,000
失効(株)	3,400				
未行使残(株)	80,400	30,000	20,000	10,000	50,000

会社名	提出会社		
	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
種類			
決議年月日	2017年 7月18日	2018年 9月18日	2018年 9月18日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	30,000		
付与(株)		281,000	1,000,000
失効(株)	30,000		
権利確定(株)			
未確定残(株)		281,000	1,000,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			

失効（株）			
未行使残（株）			

単価情報

会社名	提出会社				
種類	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
決議年月日	2010年 10月15日	2013年 9月25日	2013年 9月26日	2015年 9月25日	2015年 9月25日
権利行使価格(円)	50	136	140	397	397
行使時平均株価(円)	805	986.6	1321.1	1007.3	
付与日における公正な評価単価(円)		1	42.5	1.5	0.25

会社名	提出会社				
種類	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
決議年月日	2015年 10月1日	2015年 11月2日	2016年 1月15日	2016年 8月3日	2016年 9月21日
権利行使価格(円)	516	544	1,031	872	804
行使時平均株価(円)	1031.6				918
付与日における公正な評価単価(円)	228	216.5	356	329	360

会社名	提出会社		
種類	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
決議年月日	2017年 7月18日	2018年 9月18日	2018年 9月18日
権利行使価格(円)	959	127	127
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)	321	990.2	491.7

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第17回新株予約権（有償ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	65.18%
満期までの期間	3.55年
予想配当 (注) 2	0.5円/株
無リスク利率 (注) 3	0.08%

(注) 1. 3.55年間の株価実績に基づき算定しました。

2. 2018年6月期の普通配当実績によります。(記念配当は除く。)

3. 算定基準日の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利。

当連結会計年度において付与された第18回新株予約権（有償ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	61.51%
満期までの期間	5.13年
予想配当 (注) 2	0.5円/株

無リスク利率	(注) 3	0.06%
--------	-------	-------

- (注) 1. 3.55年間の株価実績に基づき算定しました。
2. 2018年6月期の普通配当実績によります。(記念配当は除く。)
3. 算定基準日の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件等を考慮し、失効数を見積もっております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

百万円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

24百万円

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第6回、第8回、第9回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となりません。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	79百万円	101百万円
繰越欠損金	137百万円	347百万円
預り金(ポイント)	41百万円	41百万円
賞与引当金	62百万円	78百万円
貸倒引当金	3百万円	2百万円
未払事業税	60百万円	14百万円
営業投資有価証券	33百万円	36百万円
その他	116百万円	168百万円
繰延税金資産小計	530百万円	787百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2		342百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		326百万円
評価性引当額小計(注)1	206百万円	668百万円
繰延税金資産合計	324百万円	120百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	27百万円	24百万円
その他	23百万円	40百万円
繰延税金負債合計	50百万円	64百万円
繰延税金資産(負債)の純額	274百万円	56百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	11.5%
住民税均等割等	0.8%	10.5%
税額控除	2.0%	3.4%
評価性引当額	3.4%	287.8%
のれん償却	4.8%	60.4%
持分法投資損失	0.3%	7.2%
取得関連費用	0.1%	0.1%
適用税率差異	1.1%	5.9%
海外子会社の留保利益	0.9%	10.2%
その他	0.4%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%	419.3%

(注) 1. 評価性引当額が461百万円増加しております。この増加の主な内容は、当社において繰延税金資産の回収可能性の判断において企業の分類を変更した結果、将来減算一時差異に係る評価性引当額354百万円及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額95百万円を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)					16	331	347百万円
評価性引当額					16	326	342 "
繰延税金資産						5	(b) 5 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金347百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産5百万円を計上しており

ます。当該繰延税金資産5百万円は、連結子会社株式会社Eat Smartにおける税務上の繰越欠損金の残高5百万円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであります。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの主な事業は化粧品関連事業であり、化粧品に関するクチコミサイト及び当該サイトを軸にしたOn Platform事業、Beauty Service事業、Global事業、その他事業を展開しております。したがって、当社グループは提供サービス及び取扱商品の区分により「On Platform事業」、「Beauty Service事業」、「Global事業」、「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

On Platform事業には、国内外でのマーケティング事業、プレミアム会員向けサービス等が属しております。

Beauty Service事業には、国内における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店「@cosme store」の運営等が属しております。

Global事業には、日本国外で展開するサービスが属しております。

その他事業には、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	7,335	12,142	7,646	1,346	28,470		28,470
セグメント間の内部 売上高又は振替高	18	92	35	13	158	158	
計	7,354	12,235	7,681	1,359	28,628	158	28,470
セグメント利益又は損失 ()	2,645	621	11	436	3,691	1,566	2,125
セグメント資産	3,898	4,443	9,276	1,482	19,099	2,812	21,911
その他の項目							
減価償却費	397	79	50		526	48	574
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,206	151	214		1,571	20	1,591

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,566百万円は、セグメント間取引消去15百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,581百万円であります。
2. セグメント資産の調整額2,812百万円は、セグメント間取引消去 3,647百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産6,459百万円であります。
3. 減価償却費の調整額48百万円は、各報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額20百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
5. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	7,635	14,274	9,141	1,142	32,193		32,193
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17	143	27	8	194	194	
計	7,652	14,417	9,168	1,150	32,387	194	32,193
セグメント利益又は損失 ()	2,254	559	27	76	2,862	2,386	476
セグメント資産	4,541	4,414	8,240	1,754	18,950	3,053	22,003
その他の項目							
減価償却費	641	126	131		897	60	957
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,530	78	305		1,912	84	1,996

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 2,386百万円は、セグメント間取引消去12百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 2,397百万円であります。
2. セグメント資産の調整額3,053百万円は、セグメント間取引消去 3,506百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産6,559百万円であります。
3. 減価償却費の調整額60百万円は、各報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額84百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
5. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
21,786	6,617	66	28,470

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
773	215		988

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
23,624	8,509	60	32,193

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
720	294	1	1,015

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失		44				44

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失	130	26	45			201

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額	28		372			400
当期末残高	110		3,352			3,462

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額	31		371			402
当期末残高	73		2,871			2,944

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【のれんの金額の重要な変動】

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

「Global事業」セグメントにおいて、MUA Inc.の株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

これに伴うのれんの増加額は、当連結会計年度において1,692百万円であります。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉松 徹郎	当社代表取締役	(被所有) 直接 11.75	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使(注)1	55		
役員	山田 メユミ	当社取締役	(被所有) 直接 1.53	当社取締役	ストックオプションの権利行使(注)2	27		
子会社の役員	小田 直人	当社子会社取締役	(被所有) 直接 0.02	当社子会社取締役	株式交換(注)3	20		
子会社の役員	濱田 健作	当社子会社取締役	(被所有) 直接 0.18	当社子会社取締役	ストックオプションの権利行使(注)4	11		

(注) 1 2010年9月17日定時株主総会の決議及び2013年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

2 2013年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

3 株式交換は、当社連結子会社である株式会社メディアグロウの完全子会社化を目的としたものであり、株式交換比率は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定した価額を記載しております。

4 2013年9月25日取締役会の決議及び2013年9月26日定時株主総会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社の役員	辻堂 篤	当社子会社取締役	(被所有) 直接 0.04	当社子会社取締役	ストックオプションの権利行使(注)1	19		
子会社の役員	小原 隆幸	当社子会社取締役	(被所有) 直接 -	当社子会社取締役	ストックオプションの権利行使(注)1	29		
子会社の役員	増田 正史	当社子会社取締役	(被所有) 直接 0.13	当社子会社取締役	ストックオプションの権利行使(注)2	29		
子会社の役員	土泉 智一	当社子会社取締役	(被所有) 直接 0.12	当社子会社取締役	ストックオプションの権利行使(注)3	21		

(注) 1 2015年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

2 2013年9月25日取締役会の決議及び2015年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

3 2010年9月17日定時株主総会の決議及び2015年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	180.65円	159.76円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	18.62円	8.05円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	17.12円	

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	1,184	519
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	1,184	519
普通株式の期中平均株式数(株)	63,577,908	64,554,959
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	5,542,941	
(うち新株予約権)(株)	(5,542,941)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 銘柄 潜在株式の数4,830,000株	新株予約権 4 銘柄 潜在株式の数6,101,000株

(重要な後発事象)

(新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

当社は、2019年8月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第19回新株予約権を、当社の取締役に対し第20回新株予約権を発行することを決議いたしました。

この詳細については、「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,800	2,700		
1年以内に返済予定の長期借入金	1,312	1,793	0.23	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,505	2,782	0.21	2020年10月～ 2023年9月
合計	5,617	7,275		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,547	861	324	50

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	7,722	16,225	24,019	32,193
税金等調整前 四半期(当期)純利益 益 (百万円)	348	239	340	166
親会社株主に帰属 する四半期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失() (百万円)	183	59	44	519
1株当たり四半期 純利益 又は1株当たり当期 純損失() (円)	2.84	0.91	0.69	8.05

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益又は1株当たり 四半期純損失() (円)	2.84	1.92	0.22	8.71

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,019	2,024
受取手形	-	1
売掛金	1 1,119	1 938
商品	-	1
営業投資有価証券	602	546
未収入金	1 59	1 184
立替金	1 109	1 175
その他	1 339	1 652
貸倒引当金	11	228
流動資産合計	5,236	4,293
固定資産		
有形固定資産		
建物	184	171
工具、器具及び備品	33	43
リース資産	-	37
有形固定資産合計	217	251
無形固定資産		
ソフトウェア	1,906	2,554
のれん	19	6
商標権	39	50
リース資産	-	1
その他	70	160
無形固定資産合計	2,033	2,771
投資その他の資産		
投資有価証券	453	904
関係会社株式	7,820	8,267
従業員に対する長期貸付金	1	2
関係会社長期貸付金	1,500	1,387
繰延税金資産	187	-
その他	538	643
投資その他の資産合計	10,500	11,204
固定資産合計	12,750	14,227
資産合計	17,987	18,520

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 166	1 101
短期借入金	1,800	2,700
関係会社短期借入金	1,641	1,219
1年内返済予定の長期借入金	1,312	1,793
リース債務	-	10
未払金	1 311	1 348
未払費用	1 127	1 160
未払法人税等	79	26
前受金	118	99
預り金	184	193
賞与引当金	176	234
その他	1 36	1 0
流動負債合計	5,952	6,882
固定負債		
長期借入金	2,505	2,782
リース債務	-	28
その他	-	2
固定負債合計	2,505	2,813
負債合計	8,457	9,695
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,556	3,647
資本剰余金		
資本準備金	3,327	3,418
その他資本剰余金	201	201
資本剰余金合計	3,528	3,619
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,660	1,770
利益剰余金合計	2,660	1,770
自己株式	280	280
株主資本合計	9,465	8,757
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	68
評価・換算差額等合計	10	68
新株予約権	74	136
純資産合計	9,529	8,825
負債純資産合計	17,987	18,520

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 7月 1日 至 2018年 6月 30日)	当事業年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月 30日)
売上高	1 6,244	1 6,682
売上原価	1 894	1 914
売上総利益	5,350	5,768
販売費及び一般管理費	1, 2 4,751	1, 2 6,188
営業利益又は営業損失()	599	420
営業外収益		
受取利息	1 24	1 19
受取配当金	-	203
関係会社業務受託収入	1 9	1 24
投資事業組合運用益	16	3
その他	5	7
営業外収益合計	54	257
営業外費用		
支払利息	1 23	1 23
貸倒引当金繰入額	-	222
為替差損	12	27
投資事業組合運用損	-	13
その他	0	1
営業外費用合計	35	286
経常利益又は経常損失()	618	449
特別利益		
投資有価証券売却益	-	30
抱合せ株式消滅差益	-	1
特別利益合計	-	30
特別損失		
減損損失	2	130
抱合せ株式消滅差損	14	-
関係会社株式評価損	-	100
特別損失合計	17	230
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	602	649
法人税、住民税及び事業税	198	26
法人税等調整額	5	183
法人税等合計	203	209
当期純利益又は当期純損失()	398	858

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	43	4.8	69	7.5
経費		851	95.2	845	92.5
売上原価		894	100.0	914	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	846	822

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	3,482	3,254	183	3,437	2,293	2,293	281	8,931	8	8	75	8,999
当期変動額												
新株の発行	73	73		73				147				147
剰余金の配当					32	32		32				32
当期純利益					398	398		398				398
自己株式の取得							0	0				0
自己株式の処分			18	18			2	20				20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									2	2	1	3
当期変動額合計	73	73	18	92	367	367	2	534	2	2	1	530
当期末残高	3,556	3,327	201	3,528	2,660	2,660	280	9,465	10	10	74	9,529

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	3,556	3,327	201	3,528	2,660	2,660	280	9,465	10	10	74	9,529
当期変動額												
新株の発行	91	91		91				182				182
剰余金の配当					32	32		32				32
当期純損失()					858	858		858				858
自己株式の取得							0	0				0
自己株式の処分								-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									58	58	62	4
当期変動額合計	91	91	-	91	890	890	0	708	58	58	62	705
当期末残高	3,647	3,418	201	3,619	1,770	1,770	280	8,757	68	68	136	8,825

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年から5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理してあります。

4 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上してあります。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によってあります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」120百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」187百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(ストックオプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第6回、第8回、第9回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
短期金銭債権	445百万円	757百万円
短期金銭債務	59百万円	95百万円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
当座貸越極度額の総額	1,800百万円	4,800百万円
借入実行残高	1,800百万円	2,700百万円
差引額	百万円	2,100百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	57百万円	21百万円
仕入高	107百万円	82百万円
販売費及び一般管理費	119百万円	217百万円
営業取引以外の取引による取引高	42百万円	249百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
給料手当	1,628百万円	1,886百万円
減価償却費	421百万円	677百万円
貸倒引当金繰入額	14百万円	13百万円
賞与引当金繰入額	129百万円	150百万円
支払手数料	528百万円	717百万円
研究開発費	10百万円	8百万円
おおよその割合		
販売費	15.2%	19.2%
一般管理費	84.8%	80.8%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年6月30日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	7,816
(2) 関連会社株式	3
計	7,820

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2019年6月30日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	7,973
(2) 関連会社株式	294
計	8,267

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	53百万円	64百万円
関係会社株式	26百万円	47百万円
預り金(ポイント)	40百万円	39百万円
貸倒引当金	3百万円	70百万円
賞与引当金	45百万円	57百万円
営業投資有価証券	11百万円	11百万円
未払事業税	10百万円	5百万円
その他有価証券評価差額金	4百万円	21百万円
減損損失	- 百万円	40百万円
税務上の繰越欠損金	- 百万円	95百万円
その他	44百万円	69百万円
繰延税金資産小計	237百万円	518百万円
評価性引当額	49百万円	518百万円
繰延税金資産合計	187百万円	- 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	187百万円	- 百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	30.9%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%	- %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	- %
住民税均等割等	1.6%	- %
税額控除	2.6%	- %
評価性引当額	1.6%	- %
その他	0.2%	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%	- %

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

記載すべき事項はありません。

(重要な後発事象)

(新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

当社は、2019年8月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第19回新株予約権を、当社の取締役に対し第20回新株予約権を発行することを決議いたしました。

この詳細については、「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	184	11	-	24	171	137
	工具、器具及び備品	33	25	-	16	43	87
	リース資産	-	53	-	16	37	16
	計	217	90	-	56	251	240
無形固定資産	商標権	39	18	-	6	50	26
	ソフトウェア	1,906	1,303	47 (47)	608	2,554	1,882
	のれん	19	-	6 (6)	7	6	32
	リース資産	-	1	-	0	1	0
	その他	70	1,683	1,593 (77)	-	160	0
	計	2,033	3,005	1,646 (130)	621	2,771	1,940

- (注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
ソフトウェア：オンラインプラットフォーム基盤611百万円、@コスメ基盤565百万円、システム基盤102百万円
- 2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。
ソフトウェア：資産の収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったため、47百万円の減損損失を計上しております。
のれん：一部事業を休止するため、6百万円の減損損失を計上しております。
なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	11	228	11	228
賞与引当金	176	234	176	234

- (2) 【主な資産及び負債の内容】
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。
- (3) 【その他】
該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株主の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.istyle.co.jp/index.html
株主に対する特典	毎年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元以上を保有する株主の皆様を対象とし、化粧品オンラインショッピングサイト「cosme.com」商品購入時にご利用可能な割引券6,400円相当(600円相当×4枚、1,000円相当×4枚)及び「@cosme store」での限定お買い物割引券(10%割引券×3枚)を贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、当社定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第19期(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)2018年9月27日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

第19期(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日) 2018年10月1日関東財務局長に提出。

第19期(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日) 2018年10月1日関東財務局長に提出。

第16期(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)2019年9月30日関東財務局長に提出。

第17期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)2019年9月30日関東財務局長に提出。

第18期(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)2019年9月30日関東財務局長に提出。

第19期(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日) 2019年9月30日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年9月27日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第20期第1四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月6日関東財務局長に提出。

第20期第2四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月8日関東財務局長に提出。

第20期第3四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)2019年5月10日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

2018年9月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

2018年9月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2018年9月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2019年2月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2019年9月27日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2018年9月18日提出の(新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。

2018年9月20日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年9月30日

株式会社アイスタイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 恭 仁 子

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイスタイルの2019年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アイスタイルが2019年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月30日

株式会社アイスタイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 恭 仁 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2018年7月1日から2019年6月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイルの2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。